平成２９年（フ）第１２００号
京都市右京区嵯峨野嵯峨ノ段町18番地の２
債務者　井上インテリアこと　井上　　豊
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本菜穂子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
鹿児島県垂水市牛根麓1636番地１
債務者　尾脇　博之
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　貴志
4　破産債権の届出期間　平成30年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
青森県八戸市柏崎１丁目１番８号　エトワール八戸第二一1104号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平９番地412
債務者　中村　英道
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　　恭
4　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
青森県八戸市白銀町沢向13一１　八戸グリーンハイツ生活支援ハウス、住民票上の住所青森県八戸市大字白銀町字堀ノ内12番地１
債務者　乙山　トヨ
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下川原利也
4　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第７号
鹿児島県曽於市末吉町岩崎5726番地１
債務者　松田　久美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　宏和
4　破産債権の届出期間　平成30年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
青森市蛍沢４丁目３番13号　戸山県営住宅13―３―３
債務者　木村　秀樹
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙山　直美
4　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
青森市久須志４丁目１番９号　ハイセレール三浦101号
債務者　三浦眞記子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熨斗　佑城
4　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
神奈川県厚木市水引２丁目４番１一408号
債務者　岩崎　卓大
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　志保
4　破産債権の届出期間　平成30年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市真砂町74番４号　丸進ビル303号
債務者　江口　政徳
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　和貴
4　破産債権の届出期間　平成30年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第９号
鹿児島県鹿屋市西祓川町397番地
債務者　牛込商会こと　牛込　慶尚
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
鹿児島地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘２丁目18番地３、前住所宮城県東松島市大曲字横沼95番地　ミキパーク102
債務者　藤田　　忍
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　拓
4　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１７７３号
愛知県津島市南本町１丁目11番地、従前の住所愛知県愛西市西川端町上兼178番地
債務者　鬼頭　芳昌
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　久記
4　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１号
愛知県豊田市大林町17丁目10番地14　サンピアス豊田203号
債務者　井上　宮夫
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加計　奈美
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月15日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１６８号
愛知県知多市八幡笹廻間12番758号、住民票上の住所愛知県知多郡阿久比町大字白沢字上蔵々19番地９
債務者　吉田　宗利
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田阪まなみ
4　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部